

第3節 国家安全保障戦略の概要

1 国家安全保障会議

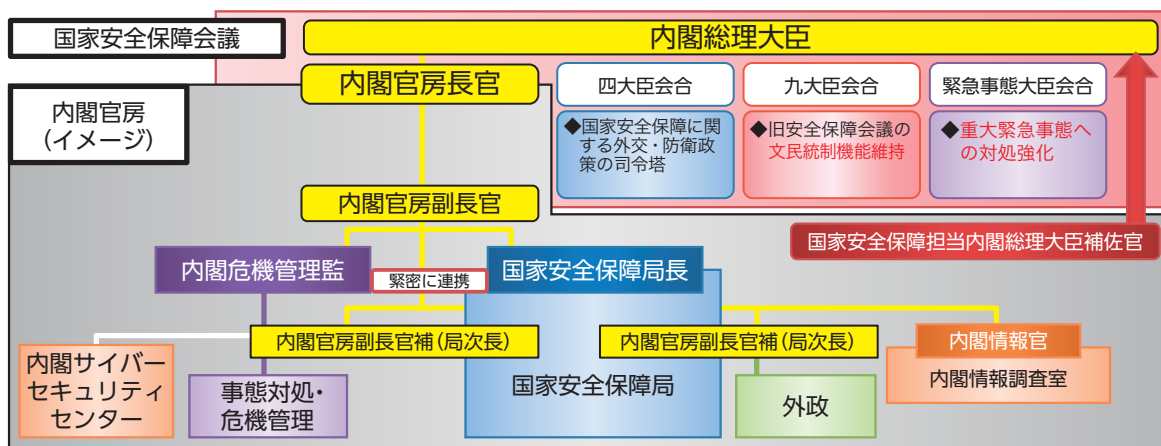
「国家安全保障戦略」（「戦略」）など、国家安全保障に関する重要事項を審議する国家安全保障会議は内閣に設置され、防衛省をはじめとする関係行政機関は、国家安全保障に関する資料や情報を国家安全保障会議に適時に提供している。内閣官房に設置された国家安全保障局が、国家安全保障会議を、その事務局として恒常的にサポートしており、防衛省からも自衛官を含む職員を派遣している。

参照 図表Ⅱ-1-3-1（国家安全保障会議の体制）



北朝鮮の弾道ミサイル発射事案について開催された国家安全保障会議の様子
【内閣広報室提供】

図表Ⅱ-1-3-1 国家安全保障会議の体制



2 国家安全保障戦略

1 わが国の国家安全保障政策の体系

13（平成25）年12月に国家安全保障会議と閣議において決定された「戦略」は、外交政策及び防衛政策を中心とした国家安全保障の基本方針として、わが国として初めて策定したものであり、長期的視点から国益を見定め、今後どのように対応していくべきか、わが国がとるべきアプローチを導き出している。これは、それまでのわが国の防衛政策の基礎として置かれていた「国防の基本方針」に代わるものである。さらに、「戦略」を踏まえて策定された「防衛計画の大綱」（防衛大綱）は、今後のわが国の防衛の基本方針、防衛力の役割、自衛隊の具体的な体制の目標水準などを示している。各種防衛装備品の取得や部隊の運用体制の確立などの防衛力整備は一朝一夕にはできず、長い年月を要することから、防衛大綱は中長期的見通しに立ち策定されている。「戦略」と防衛大綱はともにおおむね10年程度の期間を念頭に置いている。「中期防衛力整備計画」（中期防）は、防衛大綱で示された防衛力の目標水準の達成のために、5か年の経費の総額の限度と主要装備の整備数量を明示したものである。年度予算は中期防を事業として具体化したものであり、情勢などを踏まえて、年度毎に必要な経費を計上するものである。

なお、これまでは防衛大綱において防衛政策を中心にわが国の安全保障に関する基本方針をある程度記述してきたが、「戦略」において外交政策及

び防衛政策を中心とした国家安全保障に関する基本方針を示したことに大きな意義がある。

参照 図表Ⅱ-1-3-2（「戦略」、「防衛大綱」、「中期防」及び年度予算の関係）

2 国家安全保障戦略の概要

(1) 国家安全保障の基本理念

ア わが国が掲げる理念

—国際協調主義に基づく積極的平和主義—

わが国は、これまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、わが国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。

イ わが国の国益と国家安全保障の目標

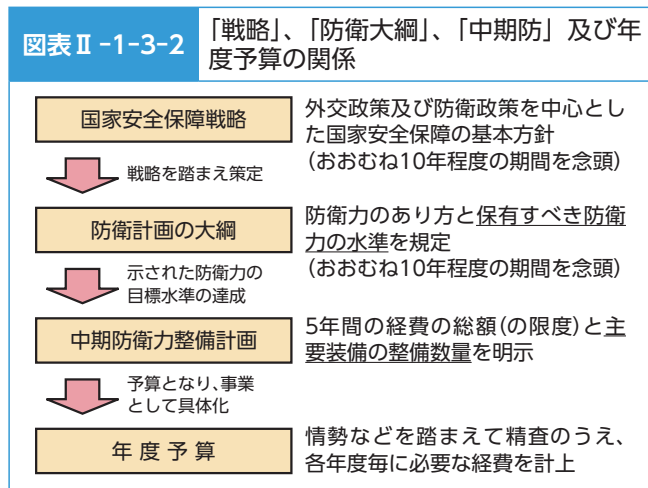
以上の基本理念を具体的政策として実現するにあたって明確にすべきわが国の国益は以下のとおりである。

- わが国自身の主権・独立を維持し、領域を保全し、国民の生命・身体・財産の安全を確保し、豊かな文化と伝統を継承しつつ、わが国の平和と安全を維持し、その存立を全うすること
- 経済発展を通じてわが国と国民のさらなる繁栄を実現し、わが国の平和と安全をより強固なものとする
- 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・擁護すること

これらの国益を守り、国際社会においてわが国に見合った責任を果たすため、以下の国家安全保障の目標の達成を図る。

- わが国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために、必要な抑止力を強化し、わが国に直接脅威が及ぶことを防止するとともに、万が一脅威が及ぶ場合には、これを排除し、かつ被害を最小化すること
- 日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、実質的な安全保障協力の

図表Ⅱ-1-3-2 「戦略」、「防衛大綱」、「中期防」及び年度予算の関係



推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、わが国に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減すること

- 普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化や紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、繁栄する国際社会を構築すること

(2) わが国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題

ア グローバルな安全保障環境と課題

中国・インドなどの新興国が台頭する一方、米国は政策上の重点をアジア太平洋地域へシフトさせる方針を明らかにしており、国家間のパワーバランスが変化している。また、グローバル化や技術革新の急速な進展により、非国家主体の相対的影響力が増大し、それらによるテロや犯罪の脅威が拡大しつつある。

さらに、北朝鮮やイラン¹をはじめとした国・地域による大量破壊兵器の拡散などにかかる問題は、わが国や国際社会にとっての大きな脅威である。

また、邦人やわが国の権益が被害を受けるテロが発生しており、わが国・国民は国内外において国際テロの脅威に直面している。

海洋における力を背景とした一方的な現状変更を図る動き、対衛星兵器の開発の動き、サイバー攻撃など、海洋、宇宙空間、サイバー空間といった国際公共財（グローバル・コモンズ）に対する自由なアクセス及び活用を妨げるリスクが深刻化している。

貧困や人道上の危機など、一国のみでは対処で

きない地球規模の問題が、人間の安全保障上の重要かつ緊急な課題となっている。また、一国の経済危機が世界経済全体に伝播するリスクが高まっている。

イ アジア太平洋地域における安全保障環境と課題

様々な政治体制の存在、核兵器国を含む大規模な軍事力を有する国家などの集中、安全保障面の地域協力枠組みが十分に制度化されていないといった背景のもと、領域主権や権益などをめぐり、純然たる平時でも有事でもない事態、いわばグレーゾーンの事態が生じやすく、さらに重大な事態に転じかねないリスクがある。

北朝鮮は、核兵器をはじめとする大量破壊兵器や弾道ミサイルの能力を増強するとともに、軍事的な挑発行為を繰り返し、地域の緊張を高めている。

中国は、国際的な規範の共有・遵守、地域やグローバルな課題へのより積極的かつ協調的な役割が期待される一方、十分な透明性を欠いた広範かつ急速な軍事力の強化、東シナ海・南シナ海などにおける力による現状変更の試みとみられる対応、海空域における活動の急速な拡大・活発化などを見せている。また、台湾海峡を挟んだ兩岸関係は安定化の動きと潜在的な不安定性が併存している。

(3) わが国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

外交政策及び防衛政策を中心としたわが国がとるべき戦略的アプローチは参照のとおり。

参照 図表Ⅱ-1-3-3 (わが国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチの概要)

1 I部3章2節参照

図表Ⅱ-1-3-3 わが国が取るべき国家安全保障上の戦略的アプローチの概要

1. わが国の能力・役割の強化・拡大

- 国際社会の平和と安定及び繁栄の実現にわが国が積極的な役割を果たし、わが国にとって望ましい国際秩序や安全保障環境を実現していくための力強い外交の推進
- 実効性の高い統合的な防衛力の効率的整備と統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用、あらゆる事態にシームレスに対応するための総合的な体制の平素からの構築、その中核を担う自衛隊の統合的・総合的視点から重要となる機能を優先した体制の強化、核兵器の脅威に対する米国との拡大抑止に関する緊密な連携と弾道ミサイル防衛や国民保護を含むわが国自身の取組
- 領域警備にあたる法執行機関の能力強化や海洋監視能力の強化、関係省庁間の連携の強化、わが国領域を確実に警備するために必要な課題についての不断の検討・実行的な措置の実施
- 「開かれ安定した海洋」(※1)の維持・発展に向けた、海洋国家としての主導的な役割の発揮、宇宙の活用を含めた海洋監視能力の強化、海上輸送に依存するわが国にとって重要な中東からわが国近海に至るシーレーンの沿岸国などの海上保安能力の向上に対する支援と、戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係の強化
- 国全体としてのサイバー空間の防護及びサイバー攻撃への対応能力の一層の強化、平素からの官民の連携の強化、セキュリティ人材層の強化などの検討、国際協力の強化とサイバー防衛協力の推進
- 国内における国際テロ対策の徹底と国際テロ情勢に関する情報収集・分析を含めた国際テロ対策の強化
- 多様な情報源に関する情報収集能力の抜本的強化、各種情報を融合・処理した地理空間情報の活用、情報専門家の育成などによる総合的な分析の推進
- 武器輸出三原則等がこれまでに果たしてきた役割にも十分配慮した、武器などの海外移転に関する新たな安全保障環境に適合する明確な原則の策定(※2)
- 情報収集衛星の機能の拡充・強化、自衛隊の部隊の運用や情報の収集・分析といった分野における各種衛星の有効活用、宇宙空間の状況監視体制の確立、国家安全保障に資するよう配慮した宇宙開発利用の推進
- デュアル・ユース技術を含めたわが国の技術力の強化、科学技術の動向の平素からの把握と産学官の力の集結による安全保障分野での有効活用

2. 日米同盟の強化

- 「日米防衛協力のための指針」の見直し(※3)、運用協力及び政策調整の緊密な実施、弾道ミサイル防衛、海洋、宇宙空間、サイバー空間、大規模災害対応などの幅広い協力の強化による日米同盟の抑止力及び対処力の向上
- 在日米軍駐留経費負担などの施策の実施、抑止力を維持・向上させつつ、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減するための在日米軍再編の着実な実施

3. 国際社会の平和と安全のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化

- 韓国、オーストラリア、ASEAN諸国及びインド：わが国と普遍的価値や戦略的利益を共有するこれらの国々との協力関係の強化
- 中国：「戦略的互惠関係」の構築・強化、地域の平和と安定及び繁栄に責任ある建設的な役割を果たすことなどの促進、力による現状変更の試みとみられる対応への冷静かつ毅然とした対応
- 北朝鮮：拉致・核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決
- ロシア：安全保障及びエネルギーの分野をはじめとするあらゆる分野で協力の推進
- 以上の取組に当たっての多国間・三か国間の協力枠組みの積極的な活用
- アジア太平洋地域の友好諸国：地域の安定の確保に向けた協力
- 欧州諸国、新興国、湾岸諸国、アフリカ諸国との協力関係の強化

4. 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与

- 国連における国際の平和と安全の維持・回復に向けた取組へのより積極的な寄与など、国連外交の強化
- 海洋、宇宙空間及びサイバー空間における法の支配の実現・強化への積極的な関与
- 軍縮・不拡散に向けた国際的取組の主導
- 国連PKOなどへの一層積極的な協力、平和構築人材や各国PKO要員の育成
- 国際テロ情勢や国際テロ対策協力に関する各国との協議などの強化

5. 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化

- 普遍的価値の共有、開発問題及び地球規模課題への対応、「人間の安全保障」の実現、開発途上国の人材育成に対する協力、自由貿易体制の維持・強化、エネルギー・環境問題への対応、人と人との交流の強化

6. 国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解促進

- 防衛生産・技術基盤の維持・強化
- 政府一体となった統一的かつ戦略的な情報発信、外国語による発信の強化、社会的基盤、知的基盤の強化

※1 「戦略」においては、航行及び上空飛行の自由や安全の確保、法の支配といった基本ルールに基づく秩序に支えられたものとして定義

※2 14(平成26)年4月1日、防衛装備移転三原則を閣議決定

※3 15(同27)年4月27日、新ガイドラインを日米間で了承